

インクルーシブ体育に向けた中学校武道授業の合理的配慮に関する検討 中学校武道専門教員への聞き取り調査から

著者	平田 佳弘, 櫻間 建樹, 京林 由季子, 中尾 道子
雑誌名	環太平洋大学研究紀要
巻	9
ページ	235-242
発行年	2015-03-30
URL	http://doi.org/10.24767/00000455

インクルーシブ体育に向けた中学校武道授業の合理的配慮 に関する検討

— 中学校武道専門教員への聞き取り調査から —

A Study on the consideration about reasonable accommodations of the junior high school Budo lesson for the inclusive physical education

— Interview survey to a junior high school Budo special teacher —

体育学部体育学科
平田 佳弘
HIRATA, Yoshihiro
Department of Physical Education
Faculty of Physical Education

体育学部体育学科
櫻間 建樹
SAKURAMA, Tateki
Department of Physical Education
Faculty of Physical Education

岡山県立大学保健福祉学部
京林由季子
KYOUBAYASHI, Yukiko
Department of Health and Welfare Science
Okayama Prefectural University

体育学部体育学科
中尾 道子
NAKAO, Michiko
Department of Physical Education
Faculty of Physical Education

キーワード：インクルーシブ体育，合理的配慮，中学校，武道授業

Abstract : Japan ratified the Convention on the Rights of Persons with Disabilities in 2014. It was shown the necessity of striving for offer of reasonable accommodations was shown towards construction of an inclusive education system which both the children with disorders and the children without disorders study together. In this research, the interview to the Budo special teachers of a junior high school was tried for the purpose of considering reasonable accommodations concretely about the actual condition and accommodations of the student who shows difficulty in a junior high school Budo lesson. It seemed that moreover, the teacher felt dilemma for offering individual accommodations in instruction of a class.

Keywords : inclusive physical education, reasonable accommodations, junior high school, Budo lesson

I. はじめに

我が国では、平成26年1月に障害者権利条約を批准したが、批准に先立ち平成23年8月の障害者基本法改正、平成25年6月の障害者差別解消法の成立、平成25年8月の学校教育法施行令の一部改正等の関係法令の制定・改正が行われた。これらにより、学校教育においても障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向けて、各学校は合理的配慮の提供や基礎的環境整備に努める必要

があることが示された。

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者がgeneral education systemから排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供さ

れる等が必要とされている（文部科学省，2014）。

また、「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている（文部科学省，2014）。

これまでも特別支援教育制度の中で、障害のある児童生徒への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は新しい概念であり、教師・学校、本人・保護者の双方でその理解や情報は不足している状況と考えられる。「合理的配慮」は、個々の障害のある幼児児童生徒の状態や教育的ニーズ等に応じて提供されるものであり、多様かつ個性が高いものである。そのため、個々のニーズに応じた「合理的配慮」の具体化のためには、障害のある児童生徒が、①各教科の授業において、どのような場面でどのような困難さを感じているのか、その実態を明らかにし、②教師・学校と本人・保護者の合意形成を図る合理的配慮の提供プロセスを経て、③個々の合理的配慮の内容を決めることが必要となる。「合理的配慮」の充実を図るためにそれらに関する調査研究が求められているといえよう。

ところで、教科体育におけるインクルーシブ体育の動向については、体育は運動能力の個人差は大きく開いていても、能力差を埋めながら学習を行うことができる点で他の教科に比べてインクルージョンがやりやすい（草野，2001）ことが指摘されている。また、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒や、特別支援学級の生徒も含めて授業が実践されることが多い教科でもある（下村ら，2008）。しかし、現状としてはインクルーシブ体育の実証的な研究は少なく（金山ら，2011）、インクルーシブ体育の実践は未だ試行錯誤段階といえる。一方、障害者の体育・スポーツは、一部に特別な配慮や工夫、対応が必要とされることからアダプテッド・スポーツとも呼ばれている。日本では2005年に日本体育学会の専門分科会の1つとして、アダプテッド・スポーツ科学分科会が認められているが、アダプテッド・スポーツ科学分野からも、体育におけるインクルーシブ教育の推進は重要課題の一つと考えられている。

また、現行の中学校学習指導要領（文科省，2008）より必修化された武道授業について、平田ら（2013）

は、その問題点として指導者の不足や指導法の工夫・開発など6点を指摘しているが、初心者である生徒に対して何をどのように指導するのか、安全管理の徹底（文科省，2013）を含め、その検討は始められたばかりである。そのため、武道授業における障害のある生徒への支援や配慮に関する研究はほとんどなされていない現状にある。

そこで本研究では、インクルーシブ体育の方向性を明らかにすることを目標に、中学校体育における合理的配慮の検討の手がかりを得るため、具体的な授業場面として必修化された武道授業に着目し検討することとした。

Ⅱ. 目的

本研究では、武道授業における学習面又は行動面で困難を示す生徒の実態、問題状況と配慮について、中学校の武道専門教員への聞き取り調査から事例的に明らかにすることを目的としている。

Ⅲ. 方法

1. 調査対象

Z県内の公立中学校の体育教諭2名（A教諭，B教諭）。2名とも教員歴20年以上の武道の授業技量を有する武道専門教員であり、A教諭は剣道の、B教諭は相撲の有段者である。

2. 調査方法

勤務校において調査者2名による半構造化面接（約1時間30分）を個別に実施した。

3. 調査内容

A教諭については剣道授業を、B教諭については相撲授業について下記の内容を調査した。

① 武道授業の実施状況と問題状況

（施設の整備、用具の準備、単元計画、技の指導、評価）

② 武道授業における特別な支援を必要とする生徒の問題状況と対応

（実態、困難、対応）

4. 分析対象と分析方法

面接は対象者の理解を得てボイスレコーダーに記録し、それをテキスト化したものについて調査対象者の修正・確認を得たものを分析対象とした。分析にはデータマイニングソフトKH Coder（樋口ら，2014）を用いた。

本研究では主として調査内容②の結果と考察について報告する。

IV. 結果及び考察

(1) Z県の武道授業の実施状況

平成24年度からの体育授業での武道の実施は、①柔道、剣道、相撲等について各学校で種目を選択する、②中学校1年、2年のうちに男女とも履修する（多くは男女別習）、③指導時間は1年間の内で約10～15時間とされている。Z県内中学校の実施種目（H24年度）は、柔道46.1% 剣道39.5% 相撲12.2%、その他2.2%であり、剣道、相撲の割合が全国平均（各、26.5%、4.4%）に比べ多い点に特色がある。

(2) 対象校の概要

A教諭の勤務校は郊外に位置する中規模校で、特別支援学級は設置されていない。剣道授業での外部指導者、特別支援の加配教諭等はない。剣道授業は、男女共修で実施している。このことについては、男女でもできる種目であることが柔道とは違う良さであることや、男女間のコミュニケーションという意味で共修の良さを生かしたいとのことであった。生徒の状況であるが、授業中に衝動的な行動を示すなどの生徒は今のところいないが、ある部分に高い能力を持つが、ある部分はすごく苦手意識を持つという生徒は多い。毎年

1クラスに1～3名の配慮や支援を要する生徒がいるのが当たり前の状況とのことであった。

B教諭の勤務校は、山間地に位置する小規模校で、特別支援学級を2教室（知的、情緒）設置している。相撲授業での外部指導者、特別支援の加配教諭等はない。武道授業は男子は相撲、女子は剣道で男女別習である。相撲が地域の文化として根付いている風土であり、地域での相撲大会も盛んに行われている。生徒の状況であるが、体育に関して言えば、特別支援学級の生徒も一緒に行っており、配慮や支援を必要とする生徒はクラスの3分の2に相当するとのことである。

(3) 特別な支援や配慮を必要とする生徒の問題状況と対応

武道授業における特別な支援や配慮を必要とする生徒の問題状況と対応について、その主な内容をまとめたものを表1-1、表1-2に示す。

A教諭の分析対象となった文章137、総抽出語数2,794語について、出現回数が多かった語は、上位より「子（17）」「言う（16）」「授業（12）」「思う（11）」「場面（9）」「話（9）」であった。

B教諭の分析対象となった文章212、総抽出語数3,431語について、出現回数が多かった語は、上位より「子（47）」「言う（27）」「時間（14）」「保者（14）」「思う（13）」「相撲（13）」「今（10）」「走る（10）」「評価（10）」であった。

表1-1 武道授業における主な困難と対応（A教諭・剣道）

困 難	対 応	思 い
40人一斉指導になるので、一人では見切れない。	願わくは30人学級を期待する。 剣道部員の協力を得ている。	部員を使うのがいいのか悪いのかと言われたら、正直どうなのかと思うが、今のスタイルが支援が必要な生徒にも助かるのではと思う。
下肢麻痺の生徒の取り組み方	入学時に保護者と面談し体育の取り組みについて話し合った。 授業に入る前に本人と個別に面談。他児と同じようにやりたいという気持ち強いことから、目を配りながら同じようにした。 (床面を傷つけないよう)屋内用の装具を使用することにした。 (障害の特性から生じた問題については)専用の用具で対応できた。	最初からできないと決めてしまうと本人のプライドが傷つく。 「ちょっとやってみよう」とやらせて、そのなかで、支援が必要な部分を相談することが大事。
ちょうちょ結びができない(図を示したプリントでは分からない)明らかにつまみずいている。	着装の部分は相互学習を利用。列に並んで着けているので、自分ができたら終わりではなく、前後左右確認し、ちょっと手伝ってあげてと。	1番デリケートな時期でもあるし、多感な時期。また、劣等感を抱えているかもしれないので、自尊感情を育くむ指導を心がけている。
言葉を頭の中でイメージできにくい。	剣道部員がいるので、お手本を示して対応。	部員がいないときには一人で見本を見せるのがすごく大変だった。
盛り上がってしまって加減ができない。	授業に入る前に、ゲーム感覚とは全く別の温度差のある指導をする。	難しい話も、温度差をもって説明して。
全員に分かりやすく	ゲーム感覚の指導(塩ビパイプ、新聞等を利用)を取り入れる。	生徒が目で確認できるような工夫も。

各教諭の回答の特徴を探るために関連語検索を行った(表2)。A教諭では「授業」「場面」が、B教諭では「子」「言う」が特徴語の上位であった。さらに、

各教諭について、出現パターンの似通った語、すなわち共起の程度が強い語を線で結んだ共起ネットワークを作成した(図1、図2)。この図は、強い共起関係

表1-2 武道授業における主な困難と対応(B教諭・相撲)

困 難	対 応	思 い
支援の必要な生徒の割合が多い(支援学級の生徒もいっしょに行うため)	特別支援の先生がついてくれるのがよいが基本的には一人に対応 (まわしを装着したところなど)写真を撮って、担任に渡している。	特別支援の先生にも教材研究や学級のことなどに時間をとってほしい まわしを着けた。土俵に上がった。裸足になった。土俵の中ですり足をした。そういう経験ができたということを大切にしたい。
肥満/運動をしたらすぐに転ぶ/相撲の前に長距離走5周走らせるが、1周歩くかどうか	相撲が好きで、体は大きいし力があるので、試合だけはする。 「3周今日は歩いたから、頑張ったじゃないか」など、頑張ったところを認める。	
全く言葉が出ない	相撲が好きなので、試合に補欠で連れて行く。経験がないことは嫌がるので、他の子が出る様子を見せて「大丈夫」と言って試合に出させて勝った。	
保健体育のペーパーテストで1番低い点を取る		今は、画一的な指導は難しい。 昔のように全体指導でさせるのは難しい。
虚弱体質で、運動経験が全くない	その子に合わせたそれなりの評価を行う。細かい観点や達成度ではなく、大きい目で見、その子が頑張っていれば成績もそれなりの評価をしている。但し、実技点は低い評価にはなってしまう。	
こだわりが強く、ほとんどしゃべらない、走っていて抜かされると止まって動かなくなる		

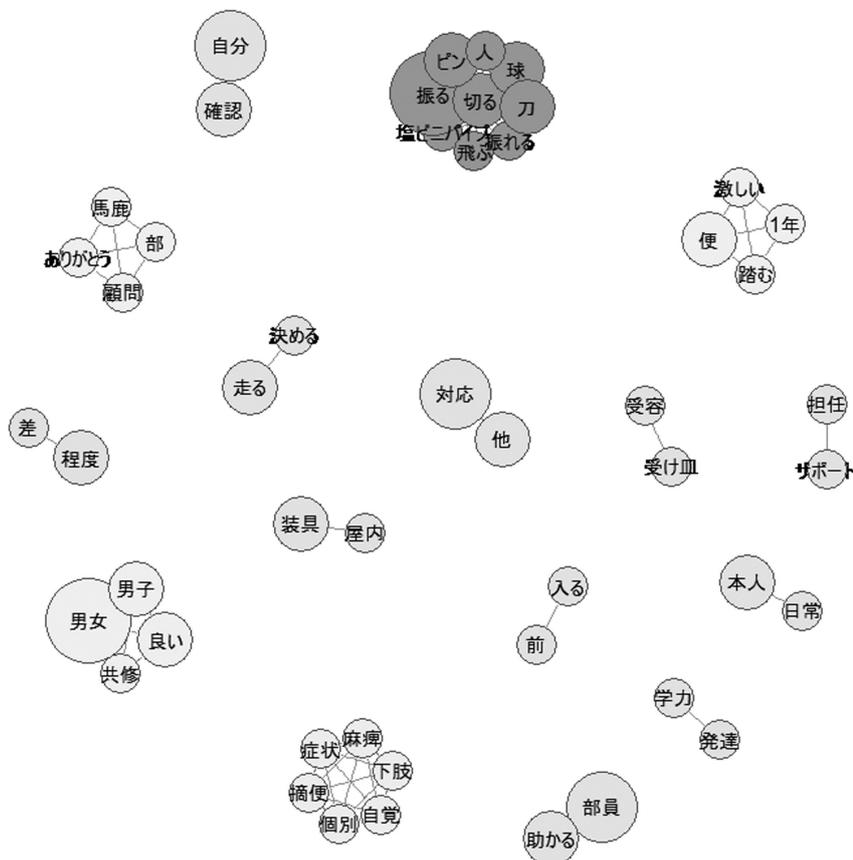


図1 共起ネットワーク(A教諭・剣道)

ほど太い線で、出現数の多い語ほど大きい円で描画されている。

A教諭は、支援の必要な生徒が数名いるものの、行動面で逸脱する生徒はいないため、「授業」「場面」での全体への分かりやすい指導により対応している点に特徴が見られた。その例としては、以下の取り組みが挙げられた。

- ・塩ビパイプにピンポン球を入れて、底にふたをしているんですけど、…振ったら、正しく振れた

表2 各教諭のインタビュー内容の特徴語

A教諭		B教諭	
授業	.250	子	.321
場面	.182	言う	.250
お子さん	.182	相撲	.196
思う	.171	今	.177
剣道	.147	情緒	.174
生活	.147	普通	.167
話	.147	知的	.152
分かる	.143	体	.152
意味	.132	全く	.149
関係	.111	走る	.149

らペンキが飛ぶという。それがあると、子どもたちで目で確認できるし…。

- ・木刀で新聞を切るということも経験させて。そして切りたいあまり、下まで振ってしまうんですよね、でも、切れたらすごい嬉しそうにしているんですけども、その後、「でもこれが人だったら、ここまで振って大丈夫かな。竹刀だったら大丈夫?…; 人を切るというのはそうかもしれんけど、剣道という競技となっているから、…、この位置で止めるのが正解だろうな」という話をしたり、「あくまで暴力じゃないから、武道の武という時もこうなんだよ。ここをとどめるってということなんだよ。身を守るためのものなんだよ」という話も、自分だったらちょっと嫌うような難しい話もそこでは出てくるんですけども、温度差をもって説明して。

ゲーム的要素を取り入れた技能習得の工夫だけでなく、抽象的になりがちな武道の伝統的な考え方についても、生徒がイメージしやすいよう目で見て分かりやすい指導と組み合わせる伝えようとする工夫が見られる。

また、40人1クラスの一斉指導を行う上で、剣道

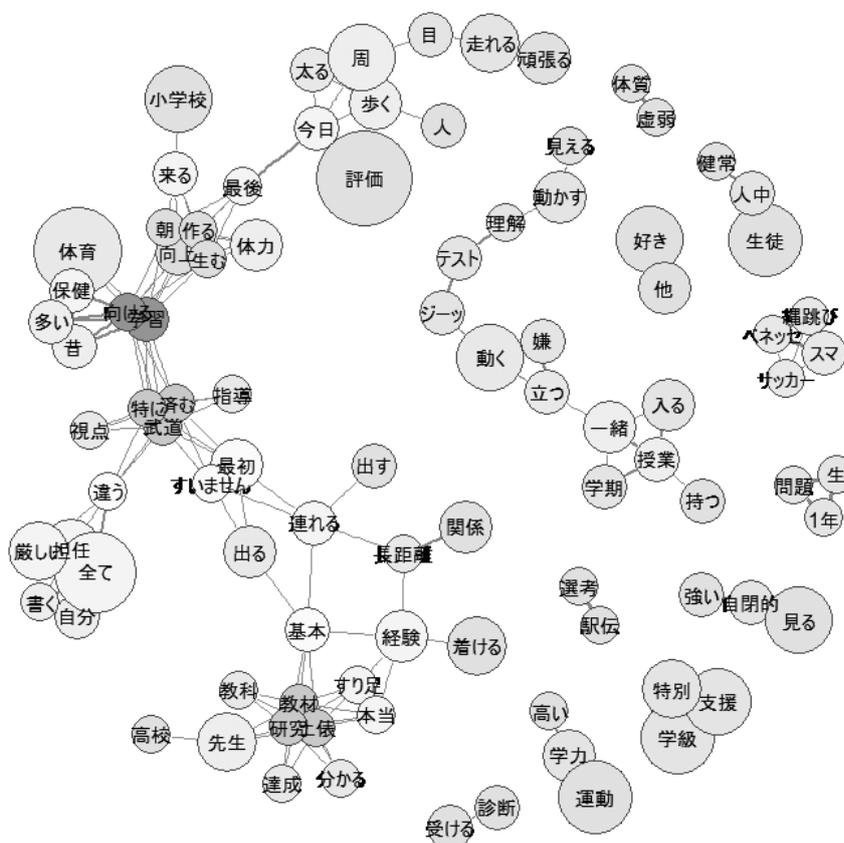


図2 共起ネットワーク (B教諭・相撲)

部員がモデルになることで生徒同士の相互学習が成り立つなど、剣道経験者である部員の存在が大きいことが述べられていた。

・そういった理解が苦手な子たちも、今は少し取り組みやすくなっているかなど。そういう経験者がいない時というのは、私が打つ。ある生徒が受けるという場面でも、もう受けることすらできないし。だから、見本を見せたくても、両者の動きをいっぺんに説明できない。片方ずつの説明になり。じゃあ、実際に打っていた瞬間は、こっちはどうなっているの、みたいな。その場面というのは、今はすごい苦勞を感じていないんですけど、部員がいないときにそれがすごい大変だったです。

合理的配慮を提供した事例としては、下肢麻痺の生徒への対応が挙げられた。表1-1に示すように、体育の取り組みについて入学時の保護者との面談、授業開始前の本人との面談のプロセスを経て、室内用装具での対応が決定されるとともに、授業時に生じた障害の症状からくる問題についても専用の用具の使用で対応できた事例であった。周りと同じようにしたいという本人の気持ちを大事にし、本人とともに考えるという姿勢で対応している様子が窺える。

・最初から決めてしまうと本人のプライドが傷つくので、決めずに「じゃあ、ちょっとやってみようや。まずは、分からんから」と。そのなかで、「じゃあ声かけるな」という話をして。…1番デリケートな時期でもあるし、多感な時期でも。特に、もしかしたら劣等感を抱えているかもしれませんし、自尊心とかを育てやる指導のほうがいいのかなど。…保護者の方も、そのようにしてほしいということだったので。

B教諭の場合は、小集団であるものの、通常学級在籍の配慮が必要な生徒と、「知的」、「情緒」の特別支援学級の生徒と合同で体育授業が実施されるため、支援の必要な生徒の割合が非常に多く、個々の実態も大きく異なる状況であった。そのため、教員が個々の「子」の特性を把握し苦慮しながらも、身体を動かすことは好き、相撲は好きと言った個々の生徒の興味を理解した声かけを「言って」対応していた。

・知的（学級）の子は、友だちが入ってしてみると、立った感じがすり足みたいなのはするんですけど。

・情緒（学級）の子に関しては、情緒の子は今回、相撲は好きだったんです。

・1,500メートルとかしても走れるんだけど、この子

を抜かすとジーンと止まって動かないです。その子も2学期、相撲とかが全く嫌で、もうしたくない。支援ではないんですけど。

・それで、（地区の）大会も連れて行ったんです。もう1人の知的の子も、相撲好きだから。いいからもう、まず補欠で連れて行って、1人様子を見させて。最初団体があるので、経験がないことは嫌がるんですよ。まず、他の子を出させておいて、「大丈夫じゃろ」言っておいて勝ちましたから。

教員一人での授業であり、生徒同士の相互学習が難しい生徒特性であるため、地域の相撲大会で相撲のモデルをみせて生徒が取り組むきっかけを作るなど地域資源を生かした取り組みの工夫が見られる。

しかし、様々な生徒が混在する武道授業の実施とその評価についてはジレンマを感じている様子が窺えた。

・その子に合わせたそれなりの評価。細かい観点がこうで、ここまで達成したから評価こうではなくて、大きい目で見て、その子が頑張っていれば成績もそれなりの評価をしてやって。

・そういう意味では、全てを評価に。意欲、関心、態度、健康、安全。このへんを全て評価しないとイケないのは、難しいと思います。

・活動の時間が30分あるかどうか。最後まとめをして。昔だったら、どれだけ運動量を確保したかというのが、体育だったらいいと言われていたのが、今はそれに向けてのまとめや評価のことをしないといけなかったらなかなかかやはり。さらに、B教諭からは、様々な保護者がいるため、教師・学校と本人・保護者の合意形成を図ることの厳しさについても述べられた。

・保護者がそういう意味で厳しかったらよけい厳しいです。そういう学校現場というのは厳しいです。誰が担任しても、誰が持っても、言われることは一緒です。

・特に中学校は、全てやらないといけない。担任から全て、そういう学級業務からやりながらするのが当たり前なのかもしれないですけど。

以上より、A教諭、B教諭とも授業技量を有する武道専門教員であるが、学校特性、生徒特性、地域特性の違いにより、武道授業で感じている困難さや対応は大きく異なっていた。しかしながら、両教諭とも、中学生というデリケートな時期の生徒に対して、自尊心をはぐくむ指導、頑張りを認める指導を心がけてい

る点は共通してた。インクルーシブ体育において、障害児、健常児双方の運動技能の向上を目指すベテラン教師のジレンマ（金山他，2011）は、本インタビュー調査においても示唆された。

V. おわりに

本研究では、中学校武道授業における合理的配慮の検討のための手がかりを得ることを目的に、中学校武道専門教員が感じる生徒の指導上の困難さや工夫について事例的に検討した。本事例からは、武道授業における特別な支援や配慮に関する具体性のある情報の収集と分析が、学校特性、生徒特性、地域資源等との関連性を踏まえて行われる必要があることを指摘することができる。また、生徒、保護者とともに、合理的配慮を提供し授業を実践する教員の意識についても検討する必要がある。

障害のある生徒にとっては、格闘技的スポーツである武道授業は固有の困難さが生じるものと考えられるが、その一方、武道は対人的運動形態を通して自己の判断力を養い、相手を尊重する教育課題を担える教材であり（木原，2011）、彼らにとっても重要な学びの場となる可能性も秘めている。そのため、武道授業の必修化においては、その最初から、多様な生徒の参加を前提としたインクルーシブ体育に向けて、教員の武道指導の授業技量とともに特別支援教育の技量についても高めていくことが課題と考えられる。

障害のある生徒の困難さを明らかにし、それへの対応として提供された合理的配慮を体系化することにより、障害のある生徒とない生徒の混在する授業に直面している教師に、武道授業における合理的配慮の具体的提案や新たな教材の提案ができると考えられる。このことは、障害のある生徒、障害のない生徒双方によりよい学びとなるような武道授業の可能性を開く点で意義があろう。

謝辞

お忙しい時間を割いて頂き、インタビュー調査にご協力下さいました先生方に心より感謝申し上げます。

引用・参考文献

中央教育審議会（2008）. 幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）.
樋口耕一（2004）. 「テキスト型データの計量的分析

－2つのアプローチの峻別と統合－」, 『理論と方法』（数理社会学会）19（1）, 101-115.

平田佳弘・櫻間建樹・朝岡正雄（2013）. 高校の授業実践を通して見える中学校における武道必修化の問題点, 環太平洋大学研究紀要Vol.7.

平田佳弘・京林由季子（2014）. 教職課程専攻大学生の剣道に対する意識－剣道授業の学習ニーズの分析－, 環太平洋大学研究紀要Vol.8.

金山千広・下村雅昭・山崎昌廣（2008）. 近畿地区の小学校におけるアダプテッド・スポーツの現状：児童の状況と教師の状況からみた実態, リハビリテーションスポーツ, 27（1）, 22.

金山千広・山崎昌廣（2010）. 特別支援教育を踏まえた小・中学校の体育教員養成に対する大学教員の意識, 聖和論集, (38), 19-27.

金山千広・山崎昌廣（2011）. インクルーシブ体育の授業展開に影響を及ぼす要因の検討：児童の状況と教師の状況から, リハビリテーションスポーツ, 30（1）, 50.

金山千広・三木由美子・山崎昌廣（2011）. 中学校における障害のある生徒の体育授業の展開傾向について：運動種目の実施状況からみた分類, 日本体育学会大会予稿集, (62), 297.

金山千広・山下秋二・三木由美子（2012）. 特別支援教育を踏まえた体育教員養成に関する大学教員の意識：中学校保健体育教員養成コースにおけるアダプテッド・スポーツ教育の展開, 日本体育学会大会予稿集, (63), 318. 2012-08-22

木原資裕（2011）. 剣道授業実践報告（日本の伝統スポーツ教育を問う, シンポジウム, スポーツ人類学, 専門分科会企画）

草野勝彦・長曾我部博（2001）. 障害児をインクルージョンした体育の授業と教員の態度, 体育学研究, 46（2）, 207-216.

京林由季子・平田佳弘（2014）. 武道授業における生徒の困難さの実態と対応－中学校武道専門教員への聞き取り調査から－. 日本特殊教育学会第52回大会発表論文集, P1-J7.

文部科学省（2008）. 中学校・学習指導要領解説（保健体育）.

文部科学省初等中等教育分科会（2014）. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）.

文部科学省（2010）. 学校体育実技指導資料第1集「剣道指導の手引き」参考資料 新しい学習指導要

領に基づく剣道指導に向けて。

中村民雄 (2010). 中学校武道必修化について－我が国固有の伝統と文化をどう伝えるか－, 武道学研究, 第42巻, 第3号, 1-9.

下村雅昭・金山千広・山崎昌廣 (2008). 中学校における障害のある生徒の体育授業に関する研究：近畿地区の実態調査から, 京都女子大学生生活福祉学科紀要, 4, 19-25. 山上眞一・藤原章司・宮本賢作 (2012). 武道必修化に対する中学校保健体育科教員の意識について－特に剣道授業に関して－, 武道学研究, 第45巻別冊, 74.